

○岡山県警察本部庁舎等管理規程

(平成19年2月22日警察訓令第10号)

(目的)

第1条 この規程は、岡山県警察本部(以下「警察本部」という。)が使用する庁舎等の秩序の維持及び安全の保持について必要な事項を定め、その保全を図るとともに、公務の適正な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において庁舎等とは、次に定めるところによる。

(1) 本部庁舎

岡山市北区内山下二丁目に所在する警察本部庁舎をいう。

(2) 本部分庁舎

岡山市北区内山下二丁目に所在する本部分庁舎及びその敷地をいう。

(3) いずみ町庁舎

岡山市北区いずみ町に所在するいずみ町庁舎(交通機動隊庁舎、機動隊庁舎(別館を含む。)、警ら隊庁舎及び警察犬舎をいう。)及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。

(4) 伊福町庁舎

岡山市北区伊福町一丁目に所在する伊福町庁舎及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。

(5) 鑑識科学センター

岡山市北区富田町一丁目に所在する鑑識科学センター及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。

(6) 運転免許センター

岡山市北区御津中山に所在する運転免許センター及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。

(7) 航空隊庁舎

岡山市南区浦安南町に所在する航空隊庁舎及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。

(8) 鉄道警察隊庁舎

岡山市北区駅元町に所在する西日本旅客鉄道株式会社岡山駅及び倉敷市玉島爪崎に所在する同新倉敷駅のうち、警察本部が常時使用する各室その他附属施設をいう。

(9) 少年サポートセンター

岡山市北区南方二丁目に所在する岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館、倉敷市阿知一丁目に所在するくらしきシティプラザ西ビル及び津山市新魚町に所在するアルネ・津山のうち、警察本部が常時使用する各室その他附属施設をいう。

(10) 高速道路交通警察隊庁舎

岡山市北区富原に所在する西日本高速道路株式会社中国支社岡山高速道路事務所及び津山市河辺に所在する同津山高速道路事務所のうち、警察本部が常時使用する各室その他附属施設をいう。

(11) 警察学校

岡山市北区玉柏に所在する警察学校及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。

(12) 旧自動車整備工場

岡山市南区当新田に所在する旧自動車整備工場及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。

(13) 赤坂車庫

岡山市中区赤坂本町に所在する赤坂車庫及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。

(14) 本部立体車庫

岡山市北区内山下一丁目に所在する立体車庫及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。

(総括責任者)

第3条 警察本部に総括責任者を置き、警務部総務統括官をもって充てる。

2 総括責任者は、庁舎等の管理に関する業務を総括管理するものとする。

(総括管理者)

第4条 警察本部に総括管理者を置き、警務部会計課長をもって充てる。

2 総括管理者は、庁舎等の管理に関する総括事務を行うものとする。

(管理責任者)

第5条 各所属に管理責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 複数の所属が使用している庁舎等（本部立体車庫を除く。）で、これらの所属が共同使用する場所の管理責任者は、別に定めるとおりとする。

3 本部立体車庫の管理責任者は、警務部装備課長とする。

4 管理責任者は、その管理に係る庁舎等の秩序の維持及び安全の保持に当たるものとする。

(禁止行為)

第6条 庁舎等において禁止する行為は、次のとおりとする。

(1) 正当な理由がなく爆発性物質、劇毒物、凶器等の危険物を持ち込むこと。

(2) 爆発、引火等のおそれのある物件の近くにおいて火気を取扱うこと。

(3) 庁舎又は庁舎の物件を汚損し、き損し、又はその美観を損なう行為をすること。

(4) 職員に面会あるいは寄付を強要し、乱暴な言動又は嫌悪の情を催させる行為をすること。

(5) 示威行為又はけんそうにわたる行為をすること。

(6) 通行の妨害となる行為をすること。

(7) その他庁舎等の管理上不相当と認める行為をすること。

(許可行為)

第7条 庁舎等において、次に掲げる行為をしようとする者には、あらかじめ本部庁舎及び本部分庁舎においては総括管理者の、その他の庁舎においては管理責任者の許可を受けさせなければならない。ただし、鉄道警察隊庁舎、少年サポートセンター及び高速道路交通警察隊庁舎における継続的使用許可については、その権原を有する者の許可を受けさせなければならない。

- (1) 金銭物品等の寄付の募集、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をすること。
- (2) 文書、図画等を配布又は掲示する行為をすること。
- (3) ビラ、ポスター、看板、旗、懸垂幕、プラカードその他これに類する物件を配布又は掲示する行為をすること。
- (4) テント、さく、その他これに類する施設を設置する行為をすること。
- (5) 拡声機により放送する行為をすること。
- (6) 庁舎等において、集会その他行事を催す行為又は集団で行動することを目的として庁舎等に立入る行為をすること。
- (7) その他総括管理者又は管理責任者(以下「管理責任者等」という。)が庁舎等の管理上必要があると認め、許可を要するものと定めた行為をすること。

2 前項の許可は、管理責任者等がその事務を取り扱うものとする。

(許可手続等)

第8条 前条に規定する行為をしようとする者には、許可申請書(様式第1号)を提出させるものとする。

2 前項の許可申請書を受理した管理責任者等は、庁舎等の管理上支障があると認める場合には、許可しないものとする。

3 管理責任者等は、許可する場合には許可書(様式第2号)を交付するものとする。

4 鉄道警察隊庁舎及び高速道路交通警察隊庁舎にあっては、その権原を有する者の許可を受けている者については、本条の許可を省略することができる。

5 第3項の許可を受けた者が、許可に係る行為を終了したときは速やかに許可書を返納させるものとする。

(許可行為等に関する特例)

第9条 前2条の規定にかかわらず、本部庁舎の見学に係る第7条の許可は警務部県民広報課長が行うものとし、その手続については別に定めるところによる。

(集団陳情等の制限)

第10条 陳情、参観等のため集団で庁舎等に入ろうとする者には、代表者1人を定めてあらかじめその旨を管理責任者等に申し出させなければならない。

2 管理責任者等は、庁舎等の管理上必要があると認めるときは、人数、時間等を制限し、又は庁舎等における行動について指示するものとする。

(警備員の配置)

第11条 管理責任者等は、庁舎等の管理上必要と認める場合には警備員(庁舎管理業務に従事する本部所属の警察職員又は会計年度任用職員のうち警察本部長が指定するものをいう。)を配置しなければならない。

2 管理責任者等は、警備員の業務の一部を警備業者に委託することができる。

(本部庁舎及び本部分庁舎の入退庁管理の特例)

第12条 本部庁舎及び本部分庁舎の入退庁管理については、別に定める入庁者証により行う。

(質問等)

第13条 職員は、庁舎等の管理上必要があると認めた場合は、庁舎等へ出入りしようとする

る者等に対して質問するなど庁舎等の管理に配慮しなければならない。

(違反等に対する措置)

第14条 管理責任者等は、第6条から前条までの規定又はこれらの規定に基づいて管理責任者等が行った措置に違反したと認められる者に対し、違反行為の是正を命じ、許可内容を変更し、庁舎等への立入りを拒否し、許可の取消しをするほか、違法行為の制止、庁舎等からの強制退去若しくは物件の撤去を命じる等必要な措置をとることができる。

2 管理責任者等は、第1項の規定により許可の取消しを行ったときは、速やかに許可書を返納させるものとする。

3 管理責任者等は、前項により違反者に対する措置を行ったときは、直ちに総括責任者に報告しなければならない。

4 職員は、第1項の規定により管理責任者等から違反者等に対して必要な措置をとるよう命じられた場合及び自ら違反者等を発見した場合は、必要な措置を講じるとともに、その状況を管理責任者等に報告しなければならない。

(記録)

第15条 管理責任者等は、庁舎等の管理に関し特異な事案が発生したとき、又はこの規程の定めるところにより必要な措置を講じたときは、その経過を明らかにしておかなければならない。

(執務時間外の措置)

第16条 警察本部の宿日直員は、宿日直勤務中、岡山県警察本部宿日直規程(平成14年岡山県警察訓令第21号)の定めるところにより、宿直勤務を行う庁舎等の管理を行うものとする。

(留意事項)

第17条 本部庁舎の敷地は、岡山県知事の管理下にあることから、管理権行使に当たっては、その権限を侵さないように留意すること。

2 借り上げて使用している庁舎にあつては、管理権を有しないが、使用者として適切な管理を徹底すること。